

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成11年（1999年）に制定された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

しかし現実には男性中心の社会慣行や**固定的性別役割分担意識**は根強く、男女平等の確立とさまざまな分野で男女が共に参画して活躍する社会の実現には多くの課題が残されています。

近年の少子・高齢化の急速な進展と人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まり等社会経済情勢が急激に変化する中で、このような課題を解決し、性別にかかわらず、男女が平等で、お互いの人権が尊重され、すべての人が家庭、職場、地域、政策決定の場などあらゆる分野に共同して参画し、共に地域の発展を支え、このような課題を解決し、各人の個性や能力が発揮できるよう、杵築市のおかれている実情や特性を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる計画を策定するものです。

2. 計画の性格

- この計画は、男女共同参画社会基本法、大分県男女共同参画推進条例及び杵築市男女共同参画推進条例に基づく、本市の男女共同参画社会の形成を図るための総合的な計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項では、市町村は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。本市では、「男女共同参画プラン」の中で、「基本目標Ⅲ」をこの法律に基づく**ドメスティック・バイオレンス**（以下、「DV」という。）被害者支援に関する基本計画として策定しました。
- この計画は、行政機関だけでなく、企業、各種団体及び市民の理解と積極的な参加・協力を得て推進するものです。
- この計画は、国や県の計画と整合性を図りながら推進するものです。

3. 計画の期間

この計画は、平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間とします。

4. 計画の視点 一 条例の基本理念

杵築市では、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的として、平成18年（2006年）に「杵築市男女共同参画推進条例」を制定しました。

この条例には以下の4つの基本理念が規定されています。

男女の平等と人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなど、「男女の平等と人権」が尊重されなければなりません。

社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度や慣行が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女の社会における活動の選択に対して中立なものになるよう、配慮されなければなりません。

政策方針の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければなりません。

家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、「家庭生活における活動」について家族の一員としての役割を果たし、かつ、仕事や学校、地域活動などその他の活動も行うことができるようにしなければなりません。